



議会日誌 (5月1日～7月31日まで)

- 5月
 - 9日 議会運営委員会
 - 11日 茨城県南市議会議長会定例会
 - 17日 産業建設委員会
 - 議会運営委員会
 - 全員協議会
 - 24日 議会運営委員会
 - 全員協議会
- 6月
 - 8日 議会運営委員会
 - 全員協議会
 - 27日～28日 総務委員会視察研修
- 7月
 - 17日 文教厚生委員会
 - 議会だより編集特別委員会
 - 議会運営委員会
 - 全員協議会
 - 23日 議会運営委員会
 - 全員協議会
- 30日 平成30年第2回定例会
- 28日 議案審査特別委員会
- 24日 平成30年6月8日
- 24日 議会運営委員会
- 全員協議会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第3回定例会は、9月4日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



◆新議員を紹介します◆

平成30年7月8日に市議会議員補欠選挙が執行され、久松 公生議員が当選されました。なお、任期は平成31年1月27日までとなります。



久松 公生

新治1825番地39
〔文教厚生委員会委員〕
〔議会だより編集特別委員会委員〕



30日 平成30年第1回臨時会
全員協議会
議会だより編集特別委員会

編集後記

ため、若い世代の結婚、出産、子育てに国税投入が必要で人口減少を食い止めたいためです。

議会だより編集委員長 来栖 丈治

西日本豪雨災害で被災されたすべての皆様方に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。国土の強靱化の必要性は災害のたびに痛感します。同時に、日本の国力維持のため、若い世代の結婚、出産、子育てに国税投入が必要で人口減少を食い止めたいためです。



反問権・反論権とは?

議会の本会議や委員会などで市長や市の職員は本来、反問権はないものとされていますが、反問権を禁止する規定がないため、できないことはないとの解釈から先進市では市に反問権・反論権を付与している事例があります。

・反問権とは
議会の会議において、議員(委員)からの質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するため、市長や市の職員が、議員(委員)に質問することを行います。

・反論権とは
議会の会議において、議員や委員会からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見の趣旨や根拠などを確認するため、市長や市の職員が、議員(委員)に質問または反対の意見を述べることができます。

かすみがうら市議会では、議論の論点・争点の明確化を期待し、より一層市民に開かれた議会を目指して、議員(または委員)の質問・質疑に対して答弁する者に反問権及び反論権を、平成30年第2回定例会より付与しています。

ご意見をお寄せ下さい